

令和 8 年度

西濃用水第三期農業水利事業

揖東用水路島サイホン改修工事

特 別 仕 様 書

東海農政局 西濃用水第三期農業水利事業所

項 目	内 容
第1章 総則	<p>西濃用水第三期農業水利事業 揖東用水路島サイホン改修工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。</p> <p>なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>
第2章 工事内容	
1. 目 的	本工事は、国営西濃用水第三期土地改良事業計画に基づき、揖東用水路の改修工事を行うものである。
2. 工事場所	岐阜県揖斐郡揖斐川町島地内
3. 工事概要	<p>本工事の概要は次のとおりである。</p> <p>水路延長 L=362.921m</p> <p>施工始点 測点No.38+5.200</p> <p>施工終点 測点No.56+8.121</p> <p>内訳</p> <p>管布設工</p> <p>FRPM管 内圧5種 φ1,800 L=351.221m</p> <p>FRPM管（NB曲管） 内圧4種 φ1,800 4箇所</p> <p>撤去復旧工 1式</p> <p>仮設工 1式</p>
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。
第3章 施工条件	
1. 工程制限	3工区内のNo.45+5.200～No.49+5.200は営農確保のため、令和9年6月1日～令和9年8月31日の期間内で施工し、上部を通行可能な状態にしなければならない。
2. 工事期間中の休業日	<p>工事期間中の休業日としては、雨天・休日等月当たり標準14日を見込んでいる。</p> <p>なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。</p>
3. 施工しない日	<p>原則、土曜日及び日曜日、夏季休暇、年末年始休暇（12月29日～1月3日）。</p> <p>なお、気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p>
4. 施工しない時間帯	<p>原則、平日の午後5時から午前8時まで。</p> <p>なお、気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p>
5. 現場技術員	本工事は、共通仕様書第1編1－1－11に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。
第4章 現場条件	
1. 土 質	本工事の施工場所の土質は、礫質土を想定している。

項 目	内 容																								
2．関連工事	本工事に関連する工事として次に示す工事を予定している。																								
	<table><tr><th>工事名</th><th>施工予定時期</th></tr><tr><td>西濃用水第三期農業水利事業 揖東用水路白石川サイホン工事</td><td>令和7年9月～令和9年3月(予定)</td></tr></table>	工事名	施工予定時期	西濃用水第三期農業水利事業 揖東用水路白石川サイホン工事	令和7年9月～令和9年3月(予定)																				
	工事名	施工予定時期																							
西濃用水第三期農業水利事業 揖東用水路白石川サイホン工事	令和7年9月～令和9年3月(予定)																								
なお、関連工事との調整は次によらなければならない。																									
3．第三者に対する措置	1) 関連工事終点部との接続調整 関連工事で布設済みの管に、本工事でFRPM管を接続することとしているので、接続に当たっては、事前に監督職員及び関連工事の責任者と連絡を密にし、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。 なお、関連工事との調整の結果、上記内容に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。																								
	2) 関連工事で使用した仮設用地の復旧 図面に示す「ほ場①」は、関連工事で仮設用地として使用している。 復旧は、本工事で実施するが、詳細については監督職員が指示するものとする。																								
	1) 騒音及び振動の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 また、住民からの苦情等があった場合は、内容をよく聞き取るとともに、速やかに監督職員に報告し、その対応について協議しなければならない。																								
	2) 既設構造物等の取壊し、掘削、積込及び重機走行等、通常の作業を行う場合も騒音及び振動の発生防止に努めるとともに、特に対策を必要とする場合は、監督職員と協議するものとする。																								
	(2) 濁水処理対策 施工に当たり汚濁水が発生した場合、汚濁水が施工位置周辺に飛散又は流出しないよう十分注意して施工しなければならない。 なお、濁水処理対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																								
	(3) 保安対策 1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。 また、道路管理者及び所轄警察署等との打合せの結果により、交通誘導警備員の人員配置等の変更が必要となった場合も、監督職員と協議するものとする。																								
	<table><tr><th>配置場所</th><th>交通誘導警備員</th><th>編成</th><th>昼夜別</th><th>交代要員の有無</th><th>配置期間</th></tr><tr><td>施工始点付近 (No.38+5.200)</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td><td>R8.10 ～R9.9</td></tr><tr><td>交差点付近 (No.52+1.462)</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td><td>R8.10 ～R10.1</td></tr><tr><td>交差点付近 (No.57+1.852)</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td><td>R9.9 ～R10.1</td></tr></table>	配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	配置期間	施工始点付近 (No.38+5.200)	1名/日	1名	昼間	無	R8.10 ～R9.9	交差点付近 (No.52+1.462)	1名/日	1名	昼間	無	R8.10 ～R10.1	交差点付近 (No.57+1.852)	1名/日	1名	昼間	無	R9.9 ～R10.1
	配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	配置期間																			
	施工始点付近 (No.38+5.200)	1名/日	1名	昼間	無	R8.10 ～R9.9																			
	交差点付近 (No.52+1.462)	1名/日	1名	昼間	無	R8.10 ～R10.1																			
交差点付近 (No.57+1.852)	1名/日	1名	昼間	無	R9.9 ～R10.1																				

項 目	内 容												
(4) 耕作者対策	工事期間中、工事区域周辺の農地で耕作を行っているので、これらの耕作を妨げないよう留意しなければならない。 なお、耕作者等から苦情があった場合は、内容をよく聞き取り、その対策について監督職員と協議するものとする。												
(5) 交通対策	工事区間内の町道揖斐川下新田野田線及び揖斐川野田村之内線の交通規制の期間及び内容は以下のとおりとするが、変更の必要が生じた場合は監督職員と協議するものとする。 1) 町道 揖斐川下新田野田線 <table><tr><td>規制内容</td><td>全面通行止め（夜間、休日含む）</td></tr><tr><td>規制期間</td><td>R8.8～R10.1（関連工事に伴う通行止め含む）</td></tr><tr><td>備考</td><td>近隣住民は通行可。 耕作者は午前8時から午後5時の間通行可。</td></tr></table> 2) 町道 揖斐川野田村之内線 <table><tr><td>規制内容</td><td>全面通行止め（夜間、休日含む）</td></tr><tr><td>規制期間</td><td>R9.9～R10.1</td></tr><tr><td>備考</td><td>近隣住民は通行可。 耕作者は午前8時から午後5時の間通行可。</td></tr></table>	規制内容	全面通行止め（夜間、休日含む）	規制期間	R8.8～R10.1（関連工事に伴う通行止め含む）	備考	近隣住民は通行可。 耕作者は午前8時から午後5時の間通行可。	規制内容	全面通行止め（夜間、休日含む）	規制期間	R9.9～R10.1	備考	近隣住民は通行可。 耕作者は午前8時から午後5時の間通行可。
規制内容	全面通行止め（夜間、休日含む）												
規制期間	R8.8～R10.1（関連工事に伴う通行止め含む）												
備考	近隣住民は通行可。 耕作者は午前8時から午後5時の間通行可。												
規制内容	全面通行止め（夜間、休日含む）												
規制期間	R9.9～R10.1												
備考	近隣住民は通行可。 耕作者は午前8時から午後5時の間通行可。												
(6) 防塵対策	防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 なお、現地状況等により対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。												
(7) その他	1) 既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、事象及び対応方法等について速やかに監督職員に報告し、受注者の責任で処理するものとする。 ただし、善良な施工又は使用にも関わらず損害を与えた等、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。 2) No.54付近の民家へは定期的に燃料配達が行われているため、これを妨げないよう配慮しなければならない。 なお、これにより施工が困難となる場合は、監督職員と協議するものとする。												
第5章 指定仮設													
1. 一般事項	本工事における指定仮設は、図面に示すとおりである。 なお、指定仮設の変更が必要となった場合、受注者は、設計図書等を監督職員に提出し、協議するものとする。												
2. 工事用道路	受注者は、図面にに基づき、工事用道路を整備しなければならない。 また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。												
3. 土取場	1) 土取場は、図面に示す箇所とし、その名称、採取予定量は次のとおりである。 <table><tr><td>名称</td><td>地先名</td><td>採取量</td></tr><tr><td>池田分水工上流 （農林水産省所有地）</td><td>岐阜県揖斐郡揖斐川町脛永 字揖斐川町1781-59</td><td>320m³</td></tr></table> 2) 本土取場の土代金及び補償費は、無償とする。	名称	地先名	採取量	池田分水工上流 （農林水産省所有地）	岐阜県揖斐郡揖斐川町脛永 字揖斐川町1781-59	320m ³						
名称	地先名	採取量											
池田分水工上流 （農林水産省所有地）	岐阜県揖斐郡揖斐川町脛永 字揖斐川町1781-59	320m ³											

項 目	内 容		
4. 建設発生土仮置場	建設発生土については、下記の場所に運搬すること。		
	名称	地先名	運搬予定数量
	池田分土工上流 (農林水産省所有地)	岐阜県揖斐郡揖斐川町脛永 字揖斐川町1781-59	2,700m ³
5. 水替工	本工事においては湧水等を想定していないが、施工に当たり水替えが必要となるような湧水等が発生した場合には、監督職員と協議するものとする。		
6. 土留工	本工事の施工は、たて込み簡易土留工により施工するものとする。 なお、使用前にカタログ、構造計算書等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 地質その他施工条件等により、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。		
7. 仮設ヤード工	仮設ヤードは、図面にに基づき設置するものとし、工事期間中の補修、維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。 また、図面に示す河川区域から河川保全区域側へ5m以内の範囲は、盛土及び掘削を行ってはならないが、必要な場合は監督職員と協議するものとする。		
第6章 工事用地等			
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりである。 なお、工事用地等の借地予定期間は以下のとおりである。		
	名称	借地予定期間	備考
	ほ場①	令和8年9月23日（予定） ～令和9年4月20日	関連工事で使用後、 本工事で使用。
	ほ場②	令和8年10月1日～令和9年4月20日	
	ほ場③	令和8年10月1日～令和9年9月30日	
	ほ場④	令和9年3月20日～令和10年1月20日	
	代替駐車場	令和9年9月20日～令和10年1月20日	No.54付近の民家の代替 駐車場として使用。
2. 境界杭等	既存境界杭等が工事の施工に支障となる場合は、監督職員と打合せするものとし、境界杭を撤去した場合においては、工事完了後復旧した上で、関係者の了解を得るものとする。		
第7章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。		
第8章 工事用材料			
1. 規格及び品質	本工事に使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。 1) 強化プラスチック複合管 直管 JIS A 5350 内圧5種 NB曲管 JIS A 5350 内圧4種 2) 骨材 再生クラッシュラン RC-40 なお、本工事において管体基礎工として使用する再生砕石については、管体及び継手に悪影響を及ぼさないよう、成分の固化により集中荷重（点支持）となるアスファルト殻や再資源化施設の製造過程で混入する金属等（以下「異物		

項 目	内 容												
2. 見本又は資料の提出	等」という)を除去したものを使用するものとする。 また、受注者は、再生砕石の使用に当たっては、再生砕石に異物等が含まれていないことを確認した上で、見本又は資料提出の際に、再資源化施設における再生砕石の写真を併せて提出し承諾を得るとともに、現地搬入段階においては、監督職員の立会確認を受けなければならない。												
	3) 舗装材 アスファルト混合物 再生密粒度アスコン(13)												
	4) 木材 受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、工事看板や任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。												
	5) その他 埋設物標示テープ 幅150mm、ポリエチレンクロス、ダブル												
	主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。												
	<table><tr><th>材 料 名</th><th>提 出 物</th></tr><tr><td>管材</td><td>製作図、試験成績書</td></tr><tr><td>砕石類</td><td>試験成績書</td></tr><tr><td>アスファルト混合物</td><td>試験成績書、配合表</td></tr><tr><td>埋設物標示テープ</td><td>カタログ、見本</td></tr><tr><td>その他監督員が指示するもの</td><td>試験成績書、カタログ、見本等</td></tr></table>	材 料 名	提 出 物	管材	製作図、試験成績書	砕石類	試験成績書	アスファルト混合物	試験成績書、配合表	埋設物標示テープ	カタログ、見本	その他監督員が指示するもの	試験成績書、カタログ、見本等
	材 料 名	提 出 物											
	管材	製作図、試験成績書											
	砕石類	試験成績書											
	アスファルト混合物	試験成績書、配合表											
埋設物標示テープ	カタログ、見本												
その他監督員が指示するもの	試験成績書、カタログ、見本等												
3. 監督職員の検査又は試験	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。												
	<table><tr><th>材 料 名</th><th>検査、試験項目</th><th>備考</th></tr><tr><td>管材</td><td>外観・寸法</td><td>現場搬入時</td></tr><tr><td>管体基礎材</td><td>目視による異物等の混入状況</td><td>初回現場搬入時</td></tr><tr><td>山留材、捨梁</td><td>外観・寸法</td><td>現場搬入時</td></tr></table>	材 料 名	検査、試験項目	備考	管材	外観・寸法	現場搬入時	管体基礎材	目視による異物等の混入状況	初回現場搬入時	山留材、捨梁	外観・寸法	現場搬入時
	材 料 名	検査、試験項目	備考										
	管材	外観・寸法	現場搬入時										
	管体基礎材	目視による異物等の混入状況	初回現場搬入時										
山留材、捨梁	外観・寸法	現場搬入時											
4. 資材の調達	次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。 また、購入及び輸送等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）の写しを監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。												
	<table><tr><th>資材名</th><th>規格</th><th>調達地域等</th></tr><tr><td>たて込み簡易土留</td><td>B=3.30m, H=4.00～5.50m</td><td>愛知県小牧市</td></tr><tr><td>敷鉄板</td><td>1,524×6,096 t=22</td><td>愛知県小牧市</td></tr><tr><td>硬質ラバーマット (リフト台車走行路に設置)</td><td>1,000×2,000 t=20</td><td>愛知県小牧市</td></tr></table>	資材名	規格	調達地域等	たて込み簡易土留	B=3.30m, H=4.00～5.50m	愛知県小牧市	敷鉄板	1,524×6,096 t=22	愛知県小牧市	硬質ラバーマット (リフト台車走行路に設置)	1,000×2,000 t=20	愛知県小牧市
	資材名	規格	調達地域等										
	たて込み簡易土留	B=3.30m, H=4.00～5.50m	愛知県小牧市										
	敷鉄板	1,524×6,096 t=22	愛知県小牧市										
硬質ラバーマット (リフト台車走行路に設置)	1,000×2,000 t=20	愛知県小牧市											

項 目	内 容				
第9章 施工					
1. 一般事項					
(1) 基準点	1) 本工事の基準点及び水準点は、図面に示すWT.2 (EL=35.940m、測地成果2011)～WT.14 (EL=32.375m、測地成果2011) のいずれかを使用しなければならない。 なお、基準点等の位置データは、測地成果2011に対応したものである。				
	2) 基準点及び境界杭は、施工中に損傷しないように留意するとともに、移動の必要が生じた場合は、監督職員に報告し指示を受けなければならない。				
(2) 検測又は確認 (施工段階確認)	1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。 ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。				
	2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。				
	工 種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考
	掘削	床付け状況 基準高さ	初期床付け完了時	○	
		地質状況	地質変化時	○	
	管体基礎工	幅、厚さ	初期施工段階で1箇所	○	
	管水路	基準高	初期施工段階で1箇所	○	
		継目試験	各工区で1箇所		
	路盤工	幅、厚さ	初期施工段階で1箇所	○	
(3) 中間技術検査	1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。				
	2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。				
	3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命じた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。				
	4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。				
	5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。				
(4) 舗装切断に伴う排水等の処理	舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないように回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。				
2. 再生資源等の利用	1) 再生資材の利用 受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。				
	資 材 名		規 格		
	再生加熱アスファルト混合物		再生密粒度アスコン(13)		
	再生クラッシャラン		RC-40		
	なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」((公社)日本道路協会発行)等を遵守する。				

項 目	内 容																									
3. 建設資材廃棄物等の搬出	<p>本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設資材 廃 棄 物</th><th>処 理 施設名</th><th>住所</th><th>受け入れ 時 間</th><th>事業区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊(有筋)</td><td>(株) 斫木村</td><td>岐阜県大垣市 荒川町東大ダラ 918-1、919-1</td><td>8:00～ 16:30</td><td>中間処理 業者</td></tr> <tr> <td>アスファルト塊</td><td>岐建(株) 大垣アスファ ルト合材工場</td><td>岐阜県大垣市荒 尾町田畑 590- 1</td><td>8:00～ 16:30</td><td>中間処理 業者</td></tr> <tr> <td>廃プラスチック</td><td>(株) 神谷商 会リサイクル センター</td><td>愛知県弥富市東 末広 9-59</td><td>8:00～ 17:00</td><td>中間処理 業者</td></tr> <tr> <td>汚泥</td><td>(株) ムラア ーカム</td><td>愛知県海部郡飛 島村新政成 11- 20 他</td><td>8:00～ 17:00</td><td>中間処理 業者</td></tr> </tbody> </table>	建設資材 廃 棄 物	処 理 施設名	住所	受け入れ 時 間	事業区分	コンクリート塊(有筋)	(株) 斫木村	岐阜県大垣市 荒川町東大ダラ 918-1、919-1	8:00～ 16:30	中間処理 業者	アスファルト塊	岐建(株) 大垣アスファ ルト合材工場	岐阜県大垣市荒 尾町田畑 590- 1	8:00～ 16:30	中間処理 業者	廃プラスチック	(株) 神谷商 会リサイクル センター	愛知県弥富市東 末広 9-59	8:00～ 17:00	中間処理 業者	汚泥	(株) ムラア ーカム	愛知県海部郡飛 島村新政成 11- 20 他	8:00～ 17:00	中間処理 業者
建設資材 廃 棄 物	処 理 施設名	住所	受け入れ 時 間	事業区分																						
コンクリート塊(有筋)	(株) 斫木村	岐阜県大垣市 荒川町東大ダラ 918-1、919-1	8:00～ 16:30	中間処理 業者																						
アスファルト塊	岐建(株) 大垣アスファ ルト合材工場	岐阜県大垣市荒 尾町田畑 590- 1	8:00～ 16:30	中間処理 業者																						
廃プラスチック	(株) 神谷商 会リサイクル センター	愛知県弥富市東 末広 9-59	8:00～ 17:00	中間処理 業者																						
汚泥	(株) ムラア ーカム	愛知県海部郡飛 島村新政成 11- 20 他	8:00～ 17:00	中間処理 業者																						
4. 特定建設資材の 分別解体等	<p>本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th><th>作業内容</th><th>分別解体等の方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①仮設</td><td>仮設工事 ■有 □無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>②土工</td><td>土工事 ■有 □無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>③基礎</td><td>基礎工事 ■有 □無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ■有 □無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 ☐有 ■無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑥その他 (撤去復旧)</td><td>その他の工事 ■有 □無</td><td>☐手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr> </tbody> </table>	工 程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	⑥その他 (撤去復旧)	その他の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用				
工 程	作業内容	分別解体等の方法																								
①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																								
②土工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																								
③基礎	基礎工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																								
④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																								
⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																								
⑥その他 (撤去復旧)	その他の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用																								
5. 土工 (1) 表土剥ぎ	<p>耕地の表土剥ぎ取り厚さは、30cm程度とし、表土の仮置きに当たっては、他の土砂が混入しないようにしなければならない。</p> <p>なお、表土の剥ぎ取りに先立ち監督職員、地権者等の立会を得て、表土厚さの確認を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。</p>																									
(2) 床掘	<p>1) 床掘土は、埋戻に流用するもののほか全て建設発生土仮置場へ搬出しなければならない。</p> <p>2) 床掘に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。</p> <p>3) 法面の崩落により、他の施設に重大な影響が発生又はそのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。</p>																									
(3) 埋戻	<p>1) 埋戻及び盛土材料</p> <p>埋戻及び盛土材料は、掘削により発生する土砂を流用するものとするが、腐植</p>																									

項 目	内 容
	<p>土又は草木等を含む表土を使用してはならない。</p> <p>2) 締固め方法</p> <p>① 管頂上30cmまでの埋戻は、一層の仕上がり厚さを30cm程度になるように均一にまき出し、管に損傷を与えないよう人力（振動コンパクタ等）により締固め度85%以上となるよう締固めなければならない。</p> <p>② 管頂上30cmから60cmまでの埋戻は、一層の仕上がり厚さを30cm程度になるように均一にまき出し、管体に支障のない機械（ハンドガイド式振動ローラ 0.8～1.1t級等）により締固め度85%以上となるよう締固めなければならない。</p> <p>③ 管頂上60cm以上の埋戻は、一層の仕上がり厚さを30cm程度になるように均一にまき出し、締固め度85%以上となるよう締固めなければならない。</p> <p>なお、路床部については、一層の仕上がり厚さを20cm以下とし、締固め度90%以上となるよう締固めなければならない。</p>
6. 管体基礎工	<p>基床部及び管側部の締固めは、一層の仕上がり厚さが30cm程度になるように左右均等にまき出し、締固め度90%以上となるよう締固めなければならない。</p> <p>なお、締固めはコンパクタ等により行うこととするが、これによる締固めが不可能な箇所は、突き棒等により入念に施工しなければならない。</p>
7. 管体工	
（1）強化プラスチック複合管	<p>1) ゴム輪</p> <p>ゴム輪の形状、寸法、取り付け位置、取り付け方法については、カタログ・資料を提出し監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>2) 切 管</p> <p>切管の長さは、1.8m以上とする。</p>
（2）管末処理	<p>2工区の下流端、4工区の下流端及び5工区の下流端の管末については、隣接する管の接続までの期間中、木板等を用いて泥等が入らないよう養生すること。</p>
（3）埋設標示テープ	<p>埋設管の位置を表示するため、管センター上60cmの位置に埋設表示テープ（w＝150mm ダブル 黄色）を設置するものとする。</p>
（4）リフトイン工法	<p>3工区及び4工区の「リフト台車施工」の区間は、リフトイン工法により管の運搬・布設を行うこととする。詳細は図面のとおりとする。</p>
8. 原形復旧工	<p>工事用地等の原形復旧方法は、次に示すとおりとする。</p> <p>1) 町道復旧</p> <p>①下層路盤工</p> <p>下層路盤は、再生碎石（RC-40）を均一に敷均し、施工条件にあった機械により、施工管理基準別表第3品質管理2. 土質関係の道路工(2)下層路盤の施工に規定する現場密度となるよう締固めなければならない。</p> <p>②アスファルト舗装工</p> <p>ア マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。</p> <p>イ 表層工の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤 PK-3）120リットル/100m²以上を路盤面に均一に散布し表層との密着を図らなければならない。</p> <p>ウ 表層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混</p>

項 目	内 容
<p>第10章 施工管理</p> <p>1. 主任技術者等の資格</p> <p>2. 施工管理 (1) 施工管理の追加項目</p> <p>3. 工事写真における黒板情報の電子化について</p>	<p>合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。表層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。</p> <p>③区画線工 区画線の施工に当たっては、事前に道路面を十分に清掃した後、施工するものとする。</p> <p>主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第1編1-1-12に規定する(1)、(2)又は(3)の資格を有する者でなければならない。</p> <p>本工事の施工管理については、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」(以下「施工管理基準」という。)によるものとし、これに定めのない追加項目とその管理基準値等は次によらなければならない。</p> <p>なお、施工管理基準と追加項目に定めのない項目については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承認を得るものとする。</p> <p>1) 継目試験 テストバンドによる継目試験を全継手箇所で行うものとするが、施工上困難な場合は監督職員と協議するものとする。 また、テストバンドにかける試験水圧は、0.1MPaとし、これを5分間放置した後の水圧は、80%以下に低下してはならない。 なお、試験の結果により漏水対策が必要な場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>2) 通水試験 本工事において通水試験は行わないものとするが、発注者が試験を行う際には、受注者は立ち会うものとする。 また、通水試験の際に漏水があった場合、調査の結果その原因が受注者の責によると判断される場合は、受注者において改善しなければならない。</p> <p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。</p> <p>(2) 機器等の導入 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い</p>

項 目	内 容
	<p>1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。</p> <p>2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。</p> <p>3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>(4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL (https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。</p> <p>4. 工事現場等における遠隔確認について</p> <p>(1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認(以下「遠隔確認」という)を行う工事である。</p> <p>(2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」(URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf」)によるものとする。</p> <p>(3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。</p> <p>(4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。</p> <p>(5) 遠隔確認に要する費用については、当初は計上していない。</p>
第11章 条件変更の補足説明	<p>本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。</p> <p>1) 掘削土の土質及び地質の変化</p> <p>2) 軟弱地盤、転石等の出現</p> <p>3) 湧水等の出現</p> <p>4) 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現</p> <p>5) 想定する施工方法等の変更が必要となった場合</p> <p>6) 水替工が必要となった場合</p> <p>7) 関係機関、施設管理者又は第三者との協議により変更が生じた場合</p> <p>8) 現地精査により変更が生じた場合</p> <p>9) 遠隔確認を行う場合。</p> <p>10) その他、本仕様書に定めのない事項</p>

項 目	内 容
第12章 公共事業関係 調査に対する協力	1) 歩掛調査 本工事が歩掛調査の対象となった場合は、受注者は、その調査実施に協力するものとする。 2) 間接工事費等諸経費動向調査 本工事が間接工事費等諸経費動向調査の対象となった場合は、受注者は、その調査実施に協力するものとする。
第13章 その他 1. 契約後VE 提案	1) 定 義 「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。 2) VE 提案の意義及び範囲 ① VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 ② ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。 ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 イ) 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案 ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案 3) VE 提案書の提出 ① 受注者は、2) の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書様式 6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。 ア) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由 イ) VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む） ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係 オ) 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項 カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項 ② 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 ③ 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。 ④ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。 4) VE 提案の適否等 ① 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書 様式 6－5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。 ② また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 ③ VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

項 目	内 容
	<p>④ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。</p> <p>⑤ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。</p> <p>⑥ 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下、「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。</p> <p>⑦ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。</p> <p>⑧ 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥の VE 管理費については、変更しないものとする。</p> <p>ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。</p> <p>5) VE 提案書の使用</p> <p>発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。</p> <p>6) 責任の所在</p> <p>発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。</p> <p>2. 電子納品</p> <p>工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1－1－40 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）正副 2 部 ・工事完成図書の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） <p>3. 配置予定監理技術者等の専任期間</p> <p>1. 主任技術者等の専任期間</p> <p>(1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。</p> <p>(2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。</p> <p>(3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。</p>

項 目	内 容
4. 工事の施工効率向上対策	<p>受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。</p> <p>(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）</p> <p>工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）</p> <p>工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。</p> <p>(3) 設計変更確認会議</p> <p>工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。</p> <p>(4) 対策検討会議</p> <p>工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。</p> <p>(5) 建設コンサルタントの出席</p> <p>上記(1)、(2)、(3)及び(4)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。</p> <p>なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。</p> <p>(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。</p>
5. 快適トイレの試行	<p>本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。</p> <p>(1) 内容</p> <p>受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。</p> <p>ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める機能】</p> <p>ア 洋式（洋風）便器</p> <p>イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）</p>

項 目	内 容
6. 現場環境改善費	ウ 臭い逆流防止機能
	エ 容易に開かない施錠機能
	オ 照明設備
	カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）
	【付属品として備えるもの】
	キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
	ケ サニタリーボックス
	コ 鏡と手洗器
	サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品
	【推奨する仕様、付属品】
	シ 便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
	ス 擬音装置（機能を含む）
	セ 着替え台
	ソ 臭気対策機能の多重化
	タ 室内温度の調整が可能な設備
	チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）
	(2) 快適トイレに要する費用
	快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。
	受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。
なお、設計変更数量は、現場毎に必要な性を協議の上、決定する。	
また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。	
(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。	
(1) 現場環境改善費の内容は次のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 4 つの内容を実施することとする。	
ただし、地域の状況・工事の内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更してもよいものとする。詳細については、監督職員と協議実施するものとする。	
なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。	
(2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。	
計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備 関係	①昇降設備の充実 ②環境負荷の低減 ③ I C T 設備の充実 ④作業負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む）

項 目	内 容
	④衛生設備・厚生施設の充実等
	安全関係 ①工事標識・照明等安全施設の充実 ②盗難防止対策 ③健康関連施設の充実 ④野生生物・害虫対策等
	地域連携 ①広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） ②見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） ④現場景観向上（美装化・デザイン看板等）
	<p>（３）現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、当初は計上していない。受注者は熱中症又は防寒対策として必要な施設について、事前に種類及び規模・規格並びに設置期間等について監督職員と協議することとし、必要性が確認された内容について設計変更の対象とする。なお、設計変更時においては、リース品の場合は見積書等、購入品の場合は設置期間分の減価償却費を算定した資料等を提出するものとする。</p> <p>（４）受注者は、工事完成時に現場環境改善費及び熱中症対策・防寒対策の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。</p>
7. 週休２日による 履行実績取組 証明書の発行	<p>（１）本工事は、週休２日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。</p> <p>（２）「週休２日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、４週８休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（８日／28日）以上の水準に達する状態をいう。</p> <p>なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。</p> <p>③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>（３）週休２日（４週８休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は、現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。</p> <p>（４）監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が４週８休以上（現場閉所率28.5%（８日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする</p>
8. 地域外からの労務者確保に要する 間接工事費の設計 変更について	<p>1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生</p>

項 目	内 容
	<p>じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。</p> <p>営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>2）発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。</p> <p>3）受注者は、契約締結後、2）により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>4）受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>5）受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。</p> <p>6）発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出額した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4）で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>7）発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>8）疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</p>
<p>9. 1日未満で完了する作業の積算</p>	<p>1）本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。</p> <p>2）受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。</p> <p>3）同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>4）受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>5）災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。</p>
<p>10. 共通仮設費率分の適切な設計変更について</p>	<p>（1）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。</p> <p>運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費</p>

項 目	内 容
11. 工期	<p>(2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。</p> <p>(3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。</p> <p>(4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>(5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。</p> <p>(6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</p> <p>本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。</p> <p>ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている492日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。</p> <p>工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。</p> <p>全体工期：契約締結の日から令和10年1月20日（工事完了期限日）まで</p>
12. CORINSへの登録	<p>技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。</p>
13. 熱中症対策に資する現場管理費の補正	<p>(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。</p> <p>(2) 用語の具体的な内容は以下のとおりである。</p> <p>ア 真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。</p> <p>イ 工 期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では、夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>ウ 真夏日率</p>

項 目	内 容
	<p>以下の式により算出された率をいう。</p> $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$ <p>(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測結果確認方法及び確認結果の報告方法を記載した施工計画書に記載し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>(4) 日最高気温については、施工現場から最寄りに位置する気象庁の地上気象観測所での計測結果、又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。</p> <p>なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日とみなすものとする。</p> <p>ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。</p> <p>(5) 受注者は、監督職員に計測結果を報告するものとする。</p> <p>(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。</p> $\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$ <p>※補正係数：1.2</p>
14. 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について	<p>(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。</p> <p>(2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。</p>
15. 情報化施工技術の活用について	<p>(1) 適用</p> <p>本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」(農林水産省農村振興局整備部設計課)に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、土工に関する起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理等の施工管理及びデータ納品の全て又は一部において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」の対象工事(受注者希望型)である。</p> <p>(2) 協議・報告</p> <p>受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。)までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。</p> <p>(3) 使用する機器・ソフトウェア</p> <p>情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。</p> <p>(4) 貸与資料</p> <p>基本設計データ及び3次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか、必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。なお、貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職</p>

項 目	内 容											
	<div>員へ返却しなければならない。</div> <table><tr><td></td><td>貸与資料</td><td>備考</td></tr><tr><td>1</td><td>令和4年度 西濃用水第三期地区 揖東用水路実施設計他業務 報告書</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>図面のCAD データ</td><td></td></tr></table> <div>(5) 確認及び検査 受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用T S等光波方式等を準備しなければならない。</div> <div>(6) 電子納品 受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき提出しなければならない。</div> <div>(7) 情報化施工技術の活用に要する費用 1) 情報化施工技術の活用に要する費用については設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき計上することとする。 2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。</div> <div>16. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について</div> <div><div>(1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。</div><div>(2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5 点を加点点評価する。ただし、工事成績評定の合計は100 点を超えないものとする。</div></div> <div>[事業（務）所長]</div> <div><div>【被災農林漁家の就労機会の確保】</div><div><div>☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。（7.5点）</div><div>☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。（5点）</div><div>☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。（2.5点）</div></div></div> <tr><td>第14章 定めなき事項</td><td><div>この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</div></td></tr>		貸与資料	備考	1	令和4年度 西濃用水第三期地区 揖東用水路実施設計他業務 報告書		2	図面のCAD データ		第14章 定めなき事項	<div>この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</div>
	貸与資料	備考										
1	令和4年度 西濃用水第三期地区 揖東用水路実施設計他業務 報告書											
2	図面のCAD データ											
第14章 定めなき事項	<div>この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</div>											

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東海農政局長 秋葉 一彦 殿

住所
商号又は名称
氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	西濃用水第三期農業水利事業 揖東用水路島サイホン改修工事
工 事 場 所	岐阜県揖斐郡揖斐川町島地内
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

令和8年度

西濃用水第三期（農業水利）

西濃用水第三期農業水利事業 揖東用水路島サイホン改修工事

工 事 数 量 表
【当初】

東海農政局
西濃用水第三期農業水利事業所

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				
(1)作業土工	2 工区			
建設発生土処理	他工区仮設ヤードへ搬入	式	1	
建設発生土処理	建設発生土仮置場へ搬入	式	1	
埋戻	構造物周辺（区分2）	式	1	
埋戻	構造物周辺（区分1）	式	1	
埋戻	2.5m≦B<4.0m	式	1	
(2)作業土工	3 工区			
建設発生土処理	建設発生土仮置場へ搬入	式	1	
埋戻	構造物周辺（区分2）	式	1	
埋戻	構造物周辺（区分1）	式	1	
埋戻	2.5m≦B<4.0m	式	1	
(3)作業土工	4 工区			
建設発生土処理	建設発生土仮置場へ搬入	式	1	
埋戻	構造物周辺（区分2）	式	1	
埋戻	構造物周辺（区分1）	式	1	
埋戻	2.5m≦B<4.0m	式	1	
(4)作業土工	5 工区			
建設発生土処理	建設発生土仮置場へ搬入	式	1	
埋戻	構造物周辺（区分2）	式	1	
埋戻	構造物周辺（区分1）	式	1	
埋戻	2.5m≦B<4.0m	式	1	
2. 管体基礎工				
(1)砕石基礎工	2 工区			
基面整正		式	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
碎石基礎	基床部 (1.0≤B)	m3	146	
碎石基礎	管側部 (0.45≤B<1.0)	m3	506	
(2)碎石基礎工	3 工区			
基面整正		式	1	
碎石基礎	基床部 (1.0≤B)	m3	97	
碎石基礎	管側部 (0.45≤B<1.0)	m3	337	
(3)碎石基礎工	4 工区			
基面整正		式	1	
碎石基礎	基床部 (1.0≤B)	m3	46	
碎石基礎	管側部 (0.45≤B<1.0)	m3	159	
(4)碎石基礎工	5 工区			
基面整正		式	1	
碎石基礎	基床部 (1.0≤B)	m3	70	
碎石基礎	管側部 (0.45≤B<1.0)	m3	243	
3. 管体工				
(1)FRPM管布設工	2 工区			
FRPM管	直管 L=4.0m	m	140	
管末処理		式	1	
(2)FRPM管布設工	3 工区			
FRPM管 (リフト台車施工部)	直管 L=4.0m	m	80.0	
FRPM管 (クレーン施工部)	直管 L=4.0m	m	12.0	
FRPM管 (クレーン施工部)	両切直管 L=4.0m	m	4.0	
鋼製継輪	呼び径1,800mm	本	1	
(3)FRPM管布設工	4 工区			
FRPM管 (リフト台車施工部)	直管 L=4.0m	m	20.0	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
FRPM管（リフト台車施工部）	短管 L=3.962m	m	3.962	
FRPM管（リフト台車施工部）	短管 L=2.0m	m	2.0	
FRPM管（リフト台車施工部）	両切直管 L=4.0m	m	4.0	
FRPM管（クレーン施工部）	直管 L=4.0m	m	12.0	
FRPM管（クレーン施工部）	短管 L=3.5m	m	3.5	
FRPM管（クレーン施工部）	NB曲管 1.8×1.8 θ=49-45-3	本	1	
FRPM管（クレーン施工部）	NB曲管 1.9×1.8 θ=49-43-29	本	1	
管末処理		式	1	
(4)FRPM管布設工	5工区			
FRPM管	直管 L=4.0m	m	60.0	
FRPM管	短管 L=3.748m	m	3.748	
FRPM管	短管 L=3.511m	m	3.511	
FRPM管	短管 L=2.0m	m	2.0	
FRPM管	NB曲管 1.1×1.1 θ=5-45-56	本	1	
FRPM管	NB曲管 1.1×1.1 θ=9-14-12	本	1	
管末処理		式	1	
4. 付帯工				
(1)埋設物標示工				
埋設物標示テープ		m	363	
5. 耕地復旧工				
(1)水田復旧工				
表土掘削		m ²	7,448	
表土埋戻		m ²	8,408	
6. 撤去工				
(1)アスファルト舗装				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
舗装版切断		m	72.9	
舗装版破碎		m ²	1,149	
殻運搬処理（運搬）	アスファルト殻（塊）	m ³	46	
殻運搬処理（処分）	アスファルト殻（塊）	m ³	46	
殻運搬処理（運搬）	汚泥	回	1	
殻運搬処理（処分）	汚泥	m ³	0.5	
(2)コルゲート管	φ150			
コルゲート管撤去		m	32.0	
殻運搬処理（処分）	廃プラスチック類	m ³	0.2	
(3)HP管	φ300			
HP管撤去	φ300	m	4.6	
殻運搬処理（運搬）	コンクリート殻（有筋）	m ³	0.1	
殻運搬処理（処分）	コンクリート殻（有筋）	m ³	0.1	
(4)VP管	Φ100			
VP管撤去		m	315.6	
殻運搬処理（処分）	廃プラスチック類	m ³	0.7	
7. 復旧工				
(1)アスファルト舗装				
アスファルト復旧		m ²	1,149	
区画線復旧	実線、W=15cm	m	726	
区画線復旧	実線、W=30cm	m	6.7	
(2)コルゲート管	φ150			
コルゲート管布設		m	32.0	
8. 仮設工（場内ヤード）				
(1)仮設ヤード工	ほ場①			

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
土木安定シート撤去		m ²	960	
殻運搬処理（処分）	廃プラスチック類	m ³	0.4	
流用土運搬	土取場より土運搬（工 用道路坂路部盛土用）	m ³	160	
工用道路 坂路部盛土		m ³	150	
工用道路 坂路部盛土撤去		m ³	160	
敷鉄板設置	t=22mm	m ²	203	
敷鉄板撤去	t=22mm	m ²	203	
（２）仮設ヤード工	ほ場②			
土木安定シート敷設	ポリプロピレン（P.P）系 織布 厚0.37mm× 980N/5cm	m ²	1,822	
土木安定シート撤去		m ²	1,822	
殻運搬処理（処分）	廃プラスチック類	m ³	0.7	
敷鉄板設置	t=22mm	m ²	437	
敷鉄板撤去	t=22mm	m ²	437	
（３）仮設ヤード工	ほ場③			
土木安定シート敷設	ポリプロピレン（P.P）系 織布 厚0.37mm× 980N/5cm	m ²	1,675	
土木安定シート撤去		m ²	1,675	
殻運搬処理（処分）	廃プラスチック類	m ³	0.6	
流用土運搬	土取場より土運搬（工 用道路坂路部盛土用）	m ³	160	
工用道路 坂路部盛土		m ³	150	
工用道路 坂路部盛土撤去		m ³	160	
敷鉄板設置	t=22mm	m ²	361	
敷鉄板撤去	t=22mm	m ²	361	
（４）仮設ヤード工	ほ場④			
土木安定シート敷設	ポリプロピレン（P.P）系 織布 厚0.37mm× 980N/5cm	m ²	3,951	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
土木安定シート撤去		m ²	3,951	
殻運搬処理（処分）	廃プラスチック類	m ³	1.5	
殻運搬処理（運搬）	廃プラスチック類（コルゲート管、VP管含む）	回	1	
工事用道路 坂路部盛土		m ³	150	
工事用道路 坂路部盛土撤去		m ³	160	
敷鉄板設置	t=22mm	m ²	1,115	
敷鉄板撤去	t=22mm	m ²	1,115	
代替駐車場	敷砂利	m ²	175	
(5)敷鉄板 賃料				
敷鉄板 賃料		式	1	
(6)安全費				
交通誘導警備員B		人	476	
9. 仮設工（管体工）				
(1)仮設土留工				
たて込み簡易土留（掘削、たて込み、撤去）	B=3.30m、H=4.0m	m	220	
たて込み簡易土留（掘削、たて込み、撤去）	B=3.30m、H=4.5m	m	128	
たて込み簡易土留（掘削、たて込み、撤去）	B=3.30m、H=5.0m	m	12	
たて込み簡易土留（掘削、たて込み、撤去）	B=3.30m、H=5.5m	m	6	
たて込み簡易土留 賃料		式	1	
腹起し・切梁（設置・撤去）	H-300	ton	66.32	
腹起し・切梁（設置・撤去）	H-350	ton	31.68	
腹起し・切梁（設置・撤去）	H-400	ton	66.00	
腹起し・切梁 賃料		式	1	
(2)仮設作業床工	リフト台車走行路			
リフト台車走行路整備工	3工区	枚	80	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
リフト台車走行路整備工	4 工区	枚	46	
硬質ラバーマット 賃料・基本料		式	1	
(3)仮設吊防護工				
吊防護工		式	1	
1 0. その他				
(1)運搬費				
共通仮設（積上げ）				
運搬費				
仮設材輸送	敷鉄板	ton	182.00	
仮設材輸送	たて込み簡易土留	ton	276.30	
仮設材輸送	H形鋼	ton	29.44	
仮設材輸送	硬質ラバーマット	ton	4.32	
(2)技術管理費				
共通仮設（積上げ）				
技術管理費				
継目試験	FRPM管	箇所	93	
再生碎石不純物量試験		試料	1	

別紙 2

様式 1

実績変更対象経費に関する実施計画書

費目		費用	内容	計上額 (変更)
共通仮設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要する地代及 びこれらの建物を建築する代 わりに貸しビル、マンション、 民家等を長期借上げする場合 に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に 宿泊する場合に要する費用	
		労働者送 迎費	労働者をマイクロバス等で 日々当該現場に送迎輸送（水 上輸送を含む）をするために 要する費用（運転手賃金、車 両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理 費	労務管理 費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外 の食事、 通勤等に 要する費 用	労働者の食事補助、交通費の 支給	
	小計			
合 計				

実績変更対象経費に関する変更実施計画書

費目		費用	内容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共 通 仮 設 費	営 繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募 集 及 び 解 散 に 要 す る 費 用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃 金 以 外 の 食 事、通勤 等 に 要 す る 費 用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

別紙 3

実績変更対象経費に関する内訳書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮設 費	運搬費	建設機械 の運搬費	建設機械の運搬等に要する 費用	
	準備費	伐開・除 根・除草 費	準備作業に伴う伐開・除根・ 除草作業に要する費用	
合 計				